

Title	英蘭徒弟制度の変遷
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.6 (1926. 6) ,p.746(56)- 776(86)
JaLC DOI	10.14991/001.19260601-0056
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260601-0056">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260601-0056</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 英蘭徒弟制度の變遷

野村兼太郎

—

英蘭に於いて中世ギルドの發達するや、徒弟が次第に重要な地位を占めるやうになつたことは明かである。然し徒弟が何時頃より始まつたものであるか、その確實なる年代は是を明かにすることが出来ない。必ずしもギルドと同一起源であると目することは正しくない。一部の論者はギルドの起源をアングロサクソン時代の<sup>①</sup>若しくはさらに遡つて羅馬時代に求め、かの羅馬の *collegia* と比較するものもあるが、<sup>②</sup>かくの如き議論はその儘直ちに受け入れ得るものではない。羅馬の *collegia* の如きギルドと類似するところよりも相違する點の方が遙かに多い。<sup>③</sup>然しよしんばギルドの起源が極めて後であるとしても、後の徒弟の根源である少年労働者はかなり早きに求めることが出来るであらう。如何なる形式にもせよ、少年がその兩親の仕事を手助けしたことは極めて明かなことであるが、この種の労働は他人の労働の援助をなす所謂徒弟労働とは同一なものではない。<sup>④</sup>嚴密な意味に於いて後に起る親方の子弟が彼等の兩親のために働くのは徒弟労働であるとは云へない。要するに是等の労働少年は後の徒弟の萌芽に過ぎないものである。

恐らく初期に於ける徒弟契約は一家をなした成人の親方とその訓育を受けんと欲する少年若しくはその保護者との間の私の契約に過ぎないものであらう。<sup>⑤</sup>而して是等の雇用も紀元一三〇〇年以前に於いては重要な意義を有さなかつたと思はれる。何故ならば一三〇〇年以前にギルドの法則の中に種々なる商業的規約があつたも拘らず、後にも述ぶるが如く徒弟に關する規定が殆ど存在してゐないからである。<sup>⑥</sup>即ち徒弟は恐らく始めは彼等の兩親の膝下でその家業を習得してゐた者が修業のために他人の親方の訓練を受けるやうになり、その兩者の關係も今日見るが如き徒弟とは全然異なつてゐたものであらう。かくして修業訓練に重きを置く初期の徒弟が中世紀即ち第十三世紀以後第十六世紀頃に到る三

四百年の間に如何なる變遷をなしたか。又如何なる理由からかくの如き變化を生じたかを明かにするのが本論文の目的である。徒弟と雖も中世社會に於ける重要な經濟的要素である。その本質の變遷は明かに中世より漸次に近世に移る過程を明示してゐる。

(註一) E. W. Wilda, *Das Gildenwesen in Mittelalter* Eine gekrönte Preisschrift. s. 1. Lappenberg, History of England under the Anglo-Saxon Kings. (Thorpe 註) vol. II. p. 350. "As to the word Gild, it is one of Saxon origin, and is derived from Geldan or Gildan, which means 'to pay': became the members of societies so called, whether united together for civil or religious purposes, were 'Gildare,' that is to say something towards the support of the brotherhood to which they belonged. (Gillies, Treatise, 卷四 Walford, p. 1. 45 引用)

(註二) "I do not think that it can any longer be contended that the Gilds in England were of Anglo-Saxon origin. The true theory must be that the Saxons found the Gilds here and shaped them to conformity with their own institutions, and afterwards introduced them into their own country." (C. Walford, Gilds: their Origin, Constitution, Objects, and Later History. p. 54) "... and when the inner constitution of the English Gilds is revealed, with their claim to immemorial tradition, we find them practically identical with the associations of Roman Imperial days. (J. M. Lambert, Two Thousand Years of Gild Life, p. 56)

(註三) "The medieval gilds are no more derived from the Romans or Scandinavian Teutons than are the Roman 'collegia' from the communal organization of the Hebraic Essenes, or modern clubs and trades-unions from the gilds."

(Cross, The Gild Merchant, vol. I. p. 176)

(註四) O. J. Dunlop and R. D. Denman, English Apprenticeship and Child Labour. p. 27.

(註五) Cunningham, Growth of English Industry and Commerce, Early and Middle Ages. p. 349. O. J. Dunlop, Some Aspects of Early English Apprenticeship. (Royal Historical Society Transaction, Third Series, Vol. V. p. 194)

## 二

然らば徒弟制度の起源が文書に現れたのは何時頃であらうか。元來徒弟は農業時代にあつてもなほ少數の工匠の間に存してゐたし、次第に工業組織が發達すると共に寧ろ缺くべからざるものとなつた。勿論農業方面に於いても少年勞働者は存してゐたであらうが、吾人は不幸にして初期に於いては殆ど何等の依るべきものをも有してゐないのである。然し當時の農業勞働に於いて特殊の徒弟制度を必要としないこと明瞭であるから、こゝでは商工業に於ける少年勞働者に限るも差支へないと思ふ。即ち商工業に於いては特殊の技倆を必要とする。それ等の技倆を會得しない限り、その職業に依つて自活することは不可能である。又それを十分に會得するには相當の師に就いて相當の年限修練することが必要である。こゝに於いて親方の許に到り、その命に服して勞働し、その職を習得せんと

欲する者は工業的技術の複雑となればなる程、又世の進歩と共にそれ等製品の需要が増加すればする程その敷を増して來るのは當然である。他方又親方の方面から見ると、一定の少額なる支給をなす以外に何等の報酬をも與へぬ無給勞働者の存在は、初期にあつてはあるひは無用であつたかも知れないが、種々繁雜なる雜務の生ずると共に頗る便宜なものであつたらう。従つて頻繁に徒弟が雇用されるやうになり、すでに第十二世紀に於いて明かに是が存在を認めることが出来る。即ち次第にその職業の生産過程に於いて徒弟の存在が極めて重要になつて來たのである。然し確實に記録に現れるやうになつたのはそれより後のことである。即ちヘンリー三世第四十五年(一二六一年) Ordinations Lormatorium に何人も他の者の徒弟を奪つてはならぬこと、又期間十年以下の徒弟を使用してはならぬと規定してゐるのが恐らく最初であらう。然し是は倫敦の馬具師のギルドに於いて規定されたものであるが、是が當時に於いて各都市及び各ギルドの一般的規定であつたか如何かは疑問である。少くとも徒弟が親方となるのに缺くべからざる階梯となつたのを、倫敦やプリストルの如き大都會、又はリンコルンの如く例外的に早い都會では第十四世紀中頃以前と推定し得るけれども、一般の地方都市に於いては第十五世紀になつてからである。而してその以後になつて始めて徒弟奉公を終らざる職人の使用を嚴禁するやうになつたのであつて、それ以前にあつては徒弟制度は必ずしも親方となる必要條件ではなかつたらしい。次ぎにそのことに關して少しく述べて、初期徒弟制度の本質を明かにしようと思ふ。

(註一) Dunlop and Denham, op. cit., p. 27-8.

(註二) 極めて初期にあつては寧ろ仕事の傳受のために報酬を得たと思像されな  
いこともないが、文書に現れるやうになつてからは後に述ぶるが如く僅少な小遣錢  
を支給してゐた。

(註三) Dunlop, op. cit. p. 194.

(註四) "III. Item, that no one shall entice away the apprentice of another, or the servant of another, within his term, nor shall receive any apprentice for a less term than for ten years, and with thirty shillings at least; and then the apprentice must make oath to observe the provisions in this writing contained." (Liber Custumarum, pp. 78, 536) 是よりも以前に徒弟の語が使用されたことはあるが、後に附加したものの疑  
問がある。即ち "The word itself is first found at the end of the 13th century. The endorsement of a writ in the Rolls of Parliament for 20 Edward I., reads, 'De atomatis et apprentices,' but it is not certain whether the

endorsement is due to a later hand." (Lambert, op. cit. p. 195) Dunlop and Denman, op. cit. p. 29 等。

(註五) 但し Prof. Ashley は次ぎの如く断定してゐる。"In the early part of the fourteenth century, apprenticeship was only gradually becoming an absolutely necessary preliminary to setting up as a master; (Economic History, I. p. 89) 但し教授の引用書が倫敦に關するもの、即ち "Memorials of London and London Life in the XIII, XIV, & XV Centuries" のみであることを注意して置く必要がある。(註六) 即ち York に於いては一四一五年、Northampton に於いては一四三〇年、Exeter に於いては一四五〇年の如きである。

## 三

自由な親方職人になるために徒弟たる經歷を絶対に必要とするやうになつたのは、かなり後のことである。こゝに徒弟訓練を経ずして親方となり、ギルドの自由権を獲得した者に二種ある。一つはすでに親方となれる者の長子であつて、ギルドの自由権を一種の世襲財産として獲得した。恐らく同じ頃であらうがそれ等の自由親方の寡婦或ひは娘と結婚してその特権を獲得した者もある。この方法は必ずしも初期に止まらず、後にギルドが外來者を拒み獨占的色彩を強めるやうになつてからも、相續世襲の方法は殘存してゐた。又他の徒弟制度を経たも

のからも何等の苦情も聞かず、父から訓練を受けたと云ふ理由に依つて、それ等徒弟と同一視され、ギルドの自由権獲得者として登録されたのである。かくの如きは元來徒弟制度が私的關係であり、それが公法的規定となつたとしても、その慣習を認めるのが自然であるからであらう。又他方ギルドが次第に獨占的傾向を強くするに従ひ、その獨占権を現在のギルドに於ける權力者の血族關係者に遺贈する方法を探らんとすることも又極めて自然なことである。

第二に徒弟の訓練を終らずして自由民となり得る方法は一定の試験を経、入會金を收めて自由になり得たのである。即ち相當技倆の優秀なる者はその腕前さへ示せばよかつたのである。勿論このことは時には、殊に後になれば、一層徒弟にも必要であつたので、一定の徒弟期間を経た者は同じく十分有能なることを證明することが必要があつた。然しその認可料が徒弟に對しては少なく、他の徒弟たらざりし者には高かつた。故に一般の者と徒弟との間に本質的に何等の相違はなかつたものと云つてもよい。唯料金の高低の外に、恐らく試験の通過に際し徒弟たりし者は比較的容易に通過し得たと推測し得る。是等の相違は十分認めら

れるが、それ以外に區別はない。この制度は相當後まで殘存してゐたやうである。即ち少くとも Northampton の仕立職の間には一五三七年の後までも殘存してゐたやうである。従つて恐らくエリザベス朝に於いても發見し得るかも知れない。然し乍ら是等は寧ろ例外的のものを見るべきものである。一般には第十四世紀末から第十五世紀にかけて漸次にこの方法に依つて親方となることは不可能になつて來たのである。即ちギルドは徒弟制度を嚴重になし、徒弟を経たる者でなければギルドの一員たることを得ずと規定するやうになつた。但し前述したすでに親方たる者の特殊の關係者はこの限りではない。何故にかくの如き制限が行はれるやうになつたかに就いて述ぶる前に少しくギルドに於ける徒弟の状態に就いて、特にその典型的なるものを略述して置く必要がある。

(註一) 自由權を云ふも本來の意味での自由ではない。ある職業をある束縛限度の下に於いて行ふの自由である。“Such were the fetters which the English Guild Merchant of the Middle Ages, under the guise of so-called ‘freedom,’ completely shackled free commercial intercourse.” (C. Gross, op. cit. vol. I. p. 50)

(註二) “When the son or daughter of any brethren of the guild would come into the guild, they shall be honourably received, without any payment” (Toulmin Smith, English Gilds. p. 161)

(註三) Dunlop, op. cit. p. 197.

(註四) “It is curious, also, to find that at the later period only occur the entries of admission by patrimony. The 6th August, 1577, we find that whereas Joseph Snaith had had his freedom entered by patrimony, the Court objected, and it was ordered that his freedom should stand only as a personal capacity.” In spite of these entries admission by patrimony shortly afterwards occur without any qualification being mentioned.” (J. M. Lambert, op. cit. p. 174)

(註五) 例へば一三四八年倫敦に於ける Pewterer's Guild には試験されたる者を合法的職人を認め、一三六三年 Fullers に關しても同様の規定があつた。今こゝには Northampton の Fullers の例を挙げる。即ち “Every fuller which has nott been Apprentice to the same craffe in the town of Northt. by the term of iiii. yere at the leste, trewly served and fulfilled, that shall sett up craffe and occupie household in the same town may be proved be the Maisters of the same craffe suffyaunte and able to occupie and kepe charge and rewle of nennes. goods affore the naire for the tyme beyng.” (Dunlop, op. cit. p. 196) Ashley, op. cit. vol. II. p. 84 f.

(註六) Northampton の Tailors に於いて一四四四年に徒弟たらざりし者には三志四片、徒弟たりし者には一志八片の規定であつた。

(註七) 前註の規定が再び同年に規定されたのである。

## 四

以上述べたやうに第十五世紀に到れば英蘭の大部分に於いて徒弟制度が樹立



されたこと見られる。然らばその徒弟制度は何が故に制定されたか。すでに述べた如く徒弟そのものは親方職人にまつて便宜であると同時に、徒弟にまつても當時技術を習得するのに最も便宜な方法であつたらう。即ち本來に於いて徒弟制度は兩者に於けるかくの如き便宜より發したものである。故に契約書を見れば明かに是を目的とする文言を見出し得る。親方は徒弟に對してその身分に相應する衣食を給與する義務がある。殊にその職業を適度に教へると云ふことが最大の責任であつた。之に對して徒弟は一定の年限、多くは七年間親方の家に住み、その命令に服従する。又多くの契約書には善行と温順を誓ふ上に、賭博に類する行爲や酒色に耽けることは絶対に禁止された。こゝに注意すべきは親方と徒弟との間の個人的關係である。即ち少年が親方の家にあつて全然その監督の下にあり、絶えずその人格に接觸して純然たる師弟關係にあつたと云ふことが徒弟制度に於ける最も重要な特徴である。彼等徒弟は假令僅な小遣を與へられたとしても、それは彼等の勞働に對する報酬ではない。彼等の報酬はその職業の習得である。又それと共にギルドの一員としての人格の養成はその目的とするところであつた。従つて親方は徒弟を矯正し得るし、又さうするやうに期待されてゐたのである。さらに若しその徒弟にして親方の個人的力を以つてしては改善されさうもなかつたならば、外界の權威者の力を借りることも出來た。又之に反して親方が徒弟に對して不當な行爲をなしたり、若しくは適當な教育訓練をその徒弟に與へなかつたならば、同じくギルドの干渉するところとなつた。かくの如く親方と徒弟との間の私の行動にすら干與するやうになつたのは第十五世紀中頃より一層甚だしくなつたのであるが、本來に於ける親方と徒弟との師弟的愛情關係には相反するものと云はなければならぬ。即ち徒弟制度はそれが嚴密に成文上に規定されること共に、親方と徒弟との個人的關係は一種の權利義務の關係となつたのである。かくなればギルドがそれを構成する要素の一部として徒弟の種々なる日常事項に干渉し、規定するやうになるのは極めて自然である。

かくて吾人は徒弟契約書の中に二個の要素を認めることが出来る。即ち一は親方と徒弟との間の私的關係の持續を規定するものである。親方の直接なる監督の如きがそれである。他は親方と徒弟とが共にギルド構成の一要素として相

互に、と云ふよりも寧ろギルドに對してその義務を遂行する責任を負ふことを規定する。この二つの公私の義務が調和して行はれてゐた範圍に於いて徒弟制度は成功したと云ひ得る。例へばよき品物を作成することは一般にギルドに對する責任であると共に、親方の弟子に對する義務であつた。弟子をしてよき品物を作成させることは訓練修業の方から見ても、ギルド全體から見てもよいことであるが、是をなし得るには先づ親方と徒弟との公私の責任觀念が充實してゐなければならぬ。然しかくの如きは必ずしも常に行はれてゐたとは考へられない。殊に外界からの壓迫の規定は次第に親方と徒弟との間の關係を單なる權利義務の關係に化するを免れない。かくして却つてギルド内部の職能を漸次に固定せしめ、機械化し、終に破綻せしむるに到つたと考へられる。

(註一) 便宜上次に一四五九年の「徒弟契約書を掲げて置く。」「This indenture made between John Gibbs of Penzance in the county of Cornwall of the one part and John Goffe, Spaniard, of the other part, witnesses that the aforesaid John Goffe has put himself to the aforesaid John Gibbs to learn the craft of fishing, and to stay with him as apprentice and to serve from the feast of Philip and James next to come after the date of these presents until the end of eight years then next ensuing and fully complete; through which term the aforesaid

John Goffe shall well and faithfully serve the aforesaid John Gibbs and Agnes his wife as his masters and ords, shall keep their secrets, shall everywhere willingly do their lawful and honourable commands, shall do his masters no injury nor see injury done to them by others, but prevent the same as far as he can, shall not waste his master's goods nor lend them to any man without his special command. And the aforesaid John Gibbs and Agnes his wife shall teach, train and inform or cause the aforesaid John Goffe, their apprentice, to be informed in the craft of fishing in the best way they know, chastising him duly and finding for the same John, their apprentice, food, clothing linen and woollen, and shoes, sufficiently, as befit such an apprentice to be found, during the term aforesaid...." (Bland, Brown and Tawney, (ed.) "English Economic History. p. 147)

(註二) "the saide John Gare shall give him the first yere of the saide viii yeres iiii in money, and the second yere viii and so after the rate of iiii to an yere, and the last yere of the saide viii yeres the saide John Gare shall give unto the saide Walter x shillings of money." (Cunningham, op. cit. p. 350)

(註三) かくの如く多くの私事に又公事に關し種々監督の必要が生じた結果、こゝに多くのギルドに於いて監督官 (Searchers) を選舉し不正行爲の發見起訴を以つてその任務を遂行するやうになつた。".... and fower of election for Searchers, whereof two shalbe chosen, which warden and searchers shall yearly for ever the morrow after the said election day be sworne upon the holy evangelist of god before the saide Maior or his lieutenant for the true and just using of their places and offices for one hole yere, or to like effect." (A Composition of the Carpenters, 1598.) Lambert, op. cit. p. 259.

(註四) 如何に徒弟が保護されたかに就いては次ぎの例に依つて知り得る。即ち



倫敦の Merchant Tailors に於て "Apprentices were under the care of the Company, and masters were fined for ill-treatment, thus in 1457-8 for assigning him without license 21d., and 5 s. for unlawfully beating him. Further in 1466-7 rod. for clothing him ill to the grete disgrace of the mysterie." (C. M. Clode, The Early History of the Guild of Merchant Taylors. vol. I. p. 209)

## 五

上記の如くギルドが直接徒弟の行動を監督するやうになれば當然その取締上等の徒弟雇用を登録せしめる必要がある。今簡單にその手続きを述べて置く。前述したやうな徒弟契約が成立するやその日より一定期間内に登録すること必要とし、徒弟は親方に連行されてギルドの法廷に現れ、そのギルド所屬の親方並びに warden の面前にて規定に柔順なるべきことを誓つたのである。かくして徒弟の姓名、契約期日等がギルド若しくは都市の書記に依つて登録され、徒弟はギルド若しくは都市の役人の檢閲濟なる年期證文に依つて束縛される。この際親方は小額の手數料を書記に納附する。若しその後何等の故障なく一定の年限を終ればこの法廷を煩はすことはない。最後にその年限を終つた時に親方は徒弟の仕事を證明し、その契約書の約束に従つて徒弟の自由を要求するために、ギルド

の法廷に現れる必要がある。その際再び登録及び自由を得るために料金を支拂ふのが常であつた。かくして徒弟は一人前の職人としてギルドの一員となり得たのである。

以上の登録を強制するやうになつたのは倫敦の如き大都市に於いては一三〇〇年の早きに行つてゐるが、地方の諸都市はそれよりも遅れた。然し第十五世紀に於いては一般に嚴重に施行さるゝやうになつた。この制度が嚴格に行はるゝやうになると共に、次第にギルド獨占の手段として徒弟制度を利用するやうになつた。本來に於いて徒弟制度はすでに述べたる如く職業修得の方法として定められたものであつて、獨占的のものではない。然し初期に於いても一人の親方が訓育し得る徒弟の數には自ら制限するところあり、次第にその業務の必要と共に獨占的傾向を有してゐたことであらう。然るに第十五、十六世紀の後に到れば都市工業の勃興と共に、それ等の業務に従事せんと欲する者次第に増加し、且つ徒弟の數増加すれば、すでに親方の特權を有する者にとつて不利となる。こゝに於いて全く利己的の立場より徒弟たらざりし者の親方となるを禁止し、若しくはその

許可料を引上げ、さらに徒弟自體の數を制限し、又その期間をも嚴重に規定するやうになつたのである。このことは徒弟制度が明かに從來の自由を失ひ、彈力性なく、全く一の固定せるものとなり、その本質に一變化を來たしたものと云へるであらう。又その動機の全く自利的なるは、すでに述べたる如く親方の子弟に與へられたる特權に依つても知ることが出來よう、勿論徒弟數の増加は親方の訓育行届かず生産品の良質なるを保持する上に於いて不利なることは云ふまでもない。以下節を改めてそれ等の點に就いて少しく考察して見よう。

(註一) Exeter の Tailors の Guild に於ける例を舉げる。"Also hit is ordeyned, by the M. and Wardons and all the hole crafte, that every persone of the sayd crafte that takehe aprentys, shall bryng hym before the M. and Wardons, and there to have his Indenture in-rolled, and the M. to paye xij. d. for the in-rolment; and this to be done within twelmonth and a day, or else to lose his freedom of the crafte for ever more." (T. Smith, op. cit. p. 316)

(註二) 註一の例と同じ場合に次ぎの如き規定がある。即ちすゝへの徒弟は自由となるに際しギルドに銀の匙を呈し、組合員一同に朝飯を御馳走しなければならなかつた。後には四志の銀の匙の代りに現金四志を呈してもよいと定められた。"The fees, though fixed by statute at 2 s. 6d. for enrolment and 3 s. 4d. for the freedom, were frequently much higher and the gifts, benevolences, and dinners which were often exacted considerably increased the expenses." (Dunlop and Demann,

op. cit. p. 38f.)

(註三) "Even when in the fifteenth century the selfish purpose becomes unmistakable,—as is indicated, for instances, by the ease with which rules could be set aside in the case of masters' sons,—it was quite possible for the men of the craft to be influenced at the same time by the other consideration. (a good teaching)" (Ashley, op. cit. vol. II, p. 92)

(註四) あるギルドにあつては不自由民の生れの者、私生子、不具者、他職の者、他國生れの者はその職の習得をさへ禁止したのもある。(Dunlop, op. cit. p. 198)

## 六

ギルドが徒弟制度を確立するや、その技術訓練のため並びに獨占維持のために二つの方法を以つて是を利用した。即ち親方の雇用し得る徒弟數の制限と徒弟期間の制定とである。先づ第一の徒弟數の制限に就いて述べよう。その制限された數に關しては二人、三人、四人と云ふが如く、その職業並びに地方の慣習に依つて必ずしも同一ではない。然し大體に於いて一人の親方が多數の徒弟を修業せしむることは不可能であると云ふ理由で上記の如く少數に限定するを常とした。かくの如きは初期にあつては少くともその製作品の尊重より生じたものであら

う。然しすでに多くの定説の如く徒弟数の制限は純粹に工匠的良心のみより生じたと解釋することは出来ない。彼等親方の獨占的地位を享樂せんがために行はれたのである。親方製作品の完全なるを期するよりも、出来るだけ障害を設けて競争者を少なからしめんとする努力である。かくの如き内規は第十四世紀に於いては未だ明瞭ではないが、第十五世紀に到つて一般に嚴重に規定されるやうになつた。而して終にギルドにとつては競争者排斥の最も有力なる武器となつたのである。

次に徒弟期間に關して始めは何等の規定をも設けてなかつた。然し倫敦では早くより七年と云ふ規定があり、一般親方はそれ以下の年限の徒弟を使用しないと云ふ誓をなしてゐる。この倫敦の慣習は一五六三年頃までには一般に普及された。勿論地方に依り職業に依り多少の長短あるは免れなかつた。かくの如き徒弟年限の制定は勿論一人前の職人を養成するに當つて必要と認めたが故であつて、是を前の徒弟数の制限に比較すれば遙かに獨占的性質は少ないやうである。然し後には單に徒弟年限を終つたと云ふだけでは親方たるを得なくなつた。

あるひは一定の年齢に達することを必要とし、あるひは嚴格なる試験、殊に所謂「親方製作品」(masterpiece)の提出を必要とし、又は一戸を構へるに必要な資金の所有等に依つて制限することに依り、明かに獨占的色彩を強めるに到つたのである。

以上の論述に依つて大體英蘭に於いて第十六世紀の中頃までには一般に嚴格なる制限を有する徒弟制度が發達してゐて、ギルドはそれを統轄するすべての機關、即ち徒弟は登録され、監督官も探索官も存在し略々完全に行はれてゐたのである。然るに是等のギルド組織内の徒弟制度の本質を變更せしむる氣運に會したのであつた。その原因は直接ギルド内部の原因ではなくして、——勿論間接にはギルドの獨占的政策が原因であつたらうが、——外部よりの原因であつた。即ち當時エリザベス朝に於ける中央政府の干渉政策、殊に地方に於ける勞働問題並びに貧民問題に對する社會政策の實施が是である。具體的には一五六三年の The Statute of Artificers である。

(註一) 倫敦の Bractes に次ぎの如き規定を發見する。"Also, - that no one shall take an

apprentice, if it be not testified by the good folks of the said trade sworn, that he is a man proper and sufficient to keep, inform, and teach, his apprentice; and that, for a term of seven years, according to the usages of the City, and for not less; and if any one shall do so, let him lose his freedom." (Memorials of London and London Life, edited by H. T. Riley. p. 278) Ashley, op. cit. vol. II, p. 91 參照。

(註 11) "The dominant idea of all this regulation was the preservation of the status of master craftsman. With this object most of the industrial companies had limited the number of apprentices to three for one of their governing body, two for one of their livery and one for an ordinary member." (George Unwin, The Gilds and Companies of London. p. 264 f.)

(註 12) Dunlop, op. cit. p. 195. 及び Dunlop and Denna, op. cit. ch. I. Ashley, op. cit. p. 91. の他。

(註 13) Lipson, The Economic History of England. p. 283.

(註 14) その長きは前掲の契約書にも現れてゐるが、その外短くのは Northampton 及び Fuller が四年、Weavers は六年等多く掲げ得る。Lipson, *ibid.*

(註 15) 一五五五年倫敦に於いて Pewterers は "no apprentice was to be admitted as a freeman nor allowed to set up house till he was twenty-four years of age." を規定してゐるが如きものは、(Unwin, op. cit. p. 265) 然し次ぎの如き例は違つた立場から注意する必要があるを認む。"Great poverty, penury and lack of living hath of late years... increased within the city of London... by reason of the over-hasting marriages and over-soon setting up of households of and by the youth and young folks of the city, which hath commonly used, and yet do, to marry themselves as soon as ever they come out of their apprenticeshood, be they

never so young and unskilful." (J. Nicholl, History of the Ironmongers' Company, p. 73) Lipson, op. cit. p. 285.

(註 16) 佛蘭西及び獨逸の組合組織の後期の歴史に於いては「親方製作品」は重要な役目を演じ新しい會員の加入を拒む手段とされた。然し第十六世紀以前に於ては倫敦にもなかつたことである。然るに次第に行はれるやうになつた。このことは明かに大陸に於けると同じく "the custom became all but universal of demanding the production of an elaborate masterpiece, which embodied in some cases the work of several months, and involved the use of expensive materials. It should be added that the sons of masters were generally exempted from most or all of these conditions." であつたらう。このことは明かに後に Journeyman の永久的階級を發生せしむるに到つたのである。(G. Unwin, Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries. p. 48)

(註 17) 即ち前掲註の中にも述べたるが如く、かかる獨占政策は多くの職無き者を生じ、又 Journeyman をして團結せしむるやうになり、多くの社會問題を惹起せしめたが故である。

## 七

このエリザベス朝第五年の Statute of Artificers が制定されたのは一に Tudor 朝の政治家が當時問題となりつゝあつた種々なる社會問題の解決策として、先づ産業界の秩序統一を欲し、従來ギルドの手に依つて行はれてゐた制度を國家の手に

收めんと欲したものである。このことは同條令制定の趣旨に明瞭に示されてゐる。かくの如きは當時漸く外に對しては國際的意識を生じ、内に向つては國民的統一を要求する時代として極めて當然なものであると云はなければならぬ。殊に大陸諸國と比して比較的中央集權の鞏固なる英蘭に於いてこのことあるは敢て怪しむに足りない。

然らばこの條令が如何なる點に於いて徒弟制度と關係あるか。今この條令の効果を述ぶるに先立つて少しく述べて置きたいと思ふ。すでに述べたる如くギルドが自己の産業に關する統一を得んがために、嚴重なる徒弟制度を樹立し、徒弟數の制限と徒弟年限の制定とに依り獨占的政策を行つてゐた。従つてこゝに國家が是等の制度をその手に收むるに當つても先づ是等に關する規定を制定する必要がある。即ち第一の徒弟數に關しては二三の例外を設けた外は、全然何等の制限をも置かなかつた。このことは明かに當時に於いて當然採るべき方法であつたと云へるであらう。然し若し是が條令制定と共に完全に實施されたならば、獨占を欲するギルドにとつて相當の打撃であり、又ギルドの衰頹をも一層早く

したことであらう。幸か不幸か後に述ぶるが如くギルドは依然として制限を行なつてゐたのである。勿論條令に於いても親方たるべき者は規定の徒弟たりしことを必要條件とした。このことはギルドの歡迎するところとなつたことは論ずるまでもない。従つて是が實施も十分行はれたやうである。

第二の徒弟期間の制定に關して本條令は本來倫敦に於ける慣習を尊重したのであるから、全國に對して契約書に基く七年間の徒弟期間を強制したのである。従つて契約書に基かざるものは反則と見做された例がある。然し七年の徒弟期間と云ふ點に到ると必ずしも實行されなかつたやうである。あるギルドでは八年又は九年の徒弟期間を強制してゐたものもある。

即ち以上の點に於いて一五六三年の Statute of Artificers は制度の上に於いては著しい改革を試みたに拘らず、實際的方面に於いて嚴重に區別すべき點を發見し得ないのである。否寧ろ兩者は單なる繼續に過ぎないとも云へよう。然らば何故にエリザベス第五年の條令が失敗に終つたか。而して又かくギルドの繼續なるにも拘らず、この時期に於いて徒弟制度に本質的の相違を齎したと云ふ所以の



ものは何故であるかに就いて以下述べようと思ふ。

(註一) “Although there remain in force presently a great number of statutes concerning……apprentices, servants and labourers……, yet partly for the imperfection and contrariety……, and for the variety and number of them, and chiefly for that the wages and allowances…… are in divers places too small…… the said laws cannot conveniently without the greatest grief and burden of the poor labourer and hired man be put in due execution;…… there is good hope that it will come to pass that the same law, being duly executed, should banish idleness, advance husbandry and yield unto the hired person both in the time of scarcity and in the time of plenty a convenient proportion of wages……” (5 Eliz. c. iv.) Dunlop and Denman, op. cit. pp. 7-4

(註二) ナンブリ一國家内に社會問題が多く惹起された時國家に於いて是が統一整理せんとする傾向を生ずることは近世國家に於いても同様である。

(註三) “Every person that shall have three apprentices in any of the said crafts of a cloth-maker, fuller, shearman, weaver, tailor or shoemaker shall keep one journeyman, and for every other apprentice above the number of the said three apprentices one other journeyman, upon pain of every default therein, 10 s. (ibid.)

(註四) 例へば ‘Malton, Jan. 12, 1607. [Presented by the Jury.] Thomas Cooke,…… webster, for trading, having never served vii years’ apprentice……” (Atkinson, North Riding Quarter Sessions. Vol. I. p. 105)

(註五) “…… to be bound as an apprentice after the custom and order of the city of London for 7 years at the least……” (5 Eliz. c. iv.)

(註六) “Fr. Storry of Gristropp, carpenter, for retaining one John Milborne John Palmer as apprentices without

indenture. (Atkinson, op. cit. p. 121)

(註七) Dunlop and Denman, op. cit. pp. 77 ff.

## 八

Statute of Artificer が實際上に於いて十分の勢力を得なかつた理由は大體是を二個の方面に歸することが出来ると思ふ。即ち一は條令が是を施行する行政的機關を缺如してゐたことである。特に監督すべき徒弟に對し彼等を登記せしめなかつたことは最大の缺陷であつたと云はなければならぬ。個々にはギルドに於いて登録されてはゐるが、一つのギルドと他のギルドとの間の聯絡は全然ない。従つて徒弟が他のギルドに於いて規定の年期の終了せることを證する統一された方法がない。證人の召喚の如きは到底實行不可能なことである。それも倫敦その他の大都會に於いてこそ契約書の登記が行はれ、幾分是を以つて證明の資とすることが出来ないこともないが、他の登録の制度なき小都會のギルドに於いては全然證明の途がない。従つてその後多くの請願等が提出せられるに到つたのである。この行政的機關の缺如は單に親方や徒弟をして是を無視せしめたるの

みならず、かの地方の治安判事(Justices of the Peace)をしてこの條令違反者を取締り得ざらしめたのである。<sup>③</sup>

さらにこの條令をして實際的效果を少なからしめたものは、ギルド——その頃より多くは *mystery* 殊に *company* と呼ばれるやうになつた——は最も鞏固なる徒弟制度を設立し、十分にその産業を統一してゐたことである。従つてよし條令が如何に規定されたとしてもギルド自身にとつて不利益なる條項は全然是を無視してしまつたのである。然らば何故に國家制定の條令を全然忌避しなかつたか。即ち徒弟制度の完成と共にすでにその解體が始まつてゐたからである。即ち內的にも外的にも全體としてはギルド制度の不利益な状態が現出して來たのである。こゝでは問題外であるから詳述は避けるが、內的には *Journeyman* の問題<sup>④</sup>、外的には新しく起りつゝある産業組織に於ける少年工、幼年工、婦人労働者等に對抗する問題等は次第新産業界に於けるギルドの地位を不適當なものになしつゝあつたのである。<sup>⑤</sup>従つてギルドは國家權力の規定するところを利用して自己の地位の安穩を計らんとしたのである。これ一六四五年に到るまでギルドの勢力を維

持し得た所以であらう。<sup>⑥</sup>而して又政府がその實行機關を缺いたのも、一つには表面上完成せるギルド組織の存在と、又一つにはかくの如き複雑なる登録法の實行の困難とに基いたものであらう。故に終に政府は是等の行政的實行をギルドに一任したのである。然しかくギルドに一任すれば、政府の希望した改革は行はれ難きものとなるのは自然である。吾人はすでに初期のギルドの制度中にも新組合員を喜ばざる嫉妬心の發露を見る。況んやこの時代にあつては益々甚だしくなつて來た。<sup>⑦</sup>故にすでに述べたるが如く、規定された條項の中ギルドにとつて不利益なるものは實行されなかつたのである。

(註一) 一五七四年の誓願に曰く“keep on Recorde all such things as are appointed to be done by the statute made in Ao V<sup>th</sup> of her Maties. reigne touching byrdinge and servinge of apprentices (the said statute havinge appointed an office but no officer).” (Iansd. MSS, r14. Cf. Dunlop, op. cit. p. 202) 一五七二年にも “Proposals for the Better Administration of the Statute of Artificers が提出されてゐる。(Bland, Brown and Tawney, op. cit. p. 333) 又一六〇六年にも眞に義務を果した徒弟が “cannot travel to get his living freely but many times is troubled by informers because he cannot produce proof of where he hath served.” (S. P. D., J. I. 24, 72) と云ふ言を見る。

(註二) Dunlop, op. cit. p. 203.

(註三) 前掲第六節註七參照。又徒弟にしても従來の半奴隸的の法律上の身分 (Pollock and Maitland, History of English Law, Vol. I, p. 67) に甘んじ得なくなるのは自然であらう。また Ashley, op. cit. pp. 98 ff. 參照。

(註四) Prof. Ashley が徒弟數の制限を目して、"at another and a later period it was resorted to as a weapon of defence by the trades unions in their struggle against child-labour" (Ibid. 91) を云ふ觀察は中世ギルドの立場を比較して興味が多い。こゝに述ぶる是等の勞働は新産業組織に於ける新しい勞働力を意味する。而してこの新しい勞働力の發達は産業の中心を一時都會から地方に移動させたのである。(Urrin, Industrial Organization, p. 128)

(註五) Dunlop は "That collapse of the apprenticeship system which first became noticeable about 1645 was temporary only" を云つてゐるが、(Dunlop and Denman, op. cit. p. 107) その後にはヘリザベス朝の徒弟制度が漸次解體して來たのであつて、その存在もギルドの勢力に基けるものさ考へられなくなつた。

(註六) Dunlop, op. cit. p. 206.

## 九

かく徒弟制度は一五六三年以後も依然としてギルド組織の下に於いて行はれてゐた。それにも拘らずその本質に於いて變化してゐると云ふ所以は、條令がその實行機關不備のために十分に施行されなかつたけれども、徒弟制度はすでにギルド内の手を離れて國家の一機關となつたからである。而して徒弟制度が一六四五年に主として内亂のために衰微を來たしたが、なほ當時一般に産業の自由は認められず、國內産業には上よりの支配を必要なりとしてゐたので、その後第十九世紀の始めに到るまで兎に角形式的になりとも國家制定の一機關として殘存し續けたのである。然しその本質は嘗つてギルド内に發達した徒弟制度とは異なり國家に依つて構成され、やがて來たるべき産業自由の時代の一階梯として、國民的統一の基礎をなしたるものである。その間に英國は農業國より工業國に變化し、保護貿易主義より自由貿易主義に轉じたのであつた。The Statute of Artificer が漸次に無用に歸し、古き徒弟は工場に於ける少年勞働者となつた。そして吾人は又新しい工場法の制定を必要とするやうになつたのである。

以上の論述に依つて吾人は大體英國に於ける徒弟制度の本質的變遷を明かになし得たと思ふ。初期に於いては徒弟制度は工匠にとつて必ずなさねばならぬ必要階梯ではなかつた。然るに中頃にして必須の經路となり、以つて一部親方の

ためにその職業獨占の手段となつた。さらに最後に一轉して國內に於ける産業統制の用に供せられたのである。吾人はこの變化を観察する時、村落經濟時代の次に次第に發展し來たれる都市經濟時代の隆盛期を想ひ、さらに轉じて國民經濟時代の樹立に伴ふことを知る。而して都市經濟時代の經濟的中心であつたギルドの遺制を一八一三年の後まで、少くとも表面的にでも繼續してゐたところに徒弟制度の史的興味が存してゐるのである。

(大正十五年五月十五日稿)

### 『共產黨宣言』前史の一齣

—亡命者同盟の史的考察—

平井新

聊か放逸粗漏の嫌無さに非ずと雖も、一言以て蔽へば、近世無産階級の解放運動は、マルクス、エンゲルスの『共產黨宣言』の公刊を以て始まると言ふ事が出来る。固り、エンゲルスの言へるが如く、『共產黨宣言』中或章句は今日既に陳腐に歸し其實際的適用を喪ひしとは言へ、其裡に展開せられたる一般的原则に到りては、尙依然として正當であつて、近世無産階級解放運動の指導的原理として逾る所無きものである。

抑『共產黨宣言』なるものは一八四八年にロンドンに於ける共產主義者同盟本部の綱領として、該同盟本部の依頼により、マルクス及びエンゲルスの起草に繋るものであるが、其の爰に到る迄には長き一聯の歴史を有するものである。而るに共產主義者同盟は、其前身たる正義者同盟の更に母體たる亡命者同盟より、幾多の迂餘曲折を経て轉生せしもなれば、『共產黨宣言』の成立過程を窺ふためには、翻て、亡命者同盟成立當時に遡つて、之が成立並に發展の經緯を闡明しなければならぬ。而して此は實に『共產黨宣言』前史の一齣たるのみならず又、社會主義史上、勞働運動史上決して閑却す可からざる問題である。本稿の目的も實に爰に存する。